

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 1 5 回会議資料



平成17年6月23日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第15回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成17年6月23日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 報告第44号 | 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告について |
| (2) 報告第45号 | 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算について |
| (3) 報告第46号 | 「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について |
| (4) 報告第47号 | 一般職の職員の身分の取扱いについて |
| (5) 報告第48号 | 特別職の職員の身分の取扱い(その1)について |
| (6) 報告第49号 | 国民健康保険事業の取扱いについて |
| (7) 報告第50号 | 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その1)について |
| (8) 報告第51号 | 各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱いについて |
| (9) 報告第52号 | 各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて |
| (10) 報告第53号 | 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて |
| (11) 報告第54号 | 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて |
| (12) 報告第55号 | 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて |
| (13) 報告第56号 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて |
| (14) 報告第57号 | 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて |

(2) その他

- (1) 第16回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

4 閉 会

報告第 4 4 号

平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告について

平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告について、別紙の
おり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告

平成16年度は、合併協議会の組織づくり、事務局体制の整備、合併協定項目の協議及び調整、新市建設計画の策定、その他合併に関するあらゆる事項の協議を行うために必要な事項について協議及び調整を行うとともに、住民の理解を深めるため、積極的な情報提供に努めることを目標として、次の事業を実施した。

なお、平成17年1月27日に合併協定調印式を行い、3月8日には1市2町の議会で廃置分合関連議案が可決され、3月9日に廃置分合申請書を香川県知事に申請した。

平成16年4月1日 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を設置

- ・観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置記念式典を行なった。
- ・観音寺市長、大野原町長、豊浜町長が規約に関する協議書に調印、その後合併協議会の看板を設置し、会長に選任された大野原町長から合併協議会事務局職員へ辞令交付。
- ・観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の設置を香川県知事に届出
- ・事務局11名体制（観音寺市3名、大野原町2名、豊浜町2名、香川県1名、臨時3名）

1 協議会、幹事会、専門部会及び分科会の開催

(1) 合併協議会の開催

第1回会議 平成16年4月8日（木）午後1時30分～午後3時24分

- ・報告事項8件（規約、規約に関する協議書、幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、分科会運営要領について）
- ・協議事項11件（会議運営申合せ事項、監査委員の選任、会議運営規程、会議傍聴規程、会議録等閲覧規程、平成16年度事業計画、平成16年度歳入歳出予算、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置について）
- ・その他事項1件（第2回協議会日程について）
- ・傍聴者数：2人

第2回会議 平成16年4月22日（木）午後1時30分～2時37分

- ・報告事項1件（合併協議会だよりについて）
- ・協議事項5件（合併の期日（その1）、合併協議会スケジュール（予定）と会議の進め方（案）、合併協定項目（案）、事務事業の調整の基本方針（案）、新市建設計画策定の進め方（案）について）
- ・その他事項1件（第3回協議会日程について）
- ・傍聴者数：6人

第3回会議 平成16年5月13日(木)午後1時31分～3時01分

- ・報告事項8件(協議会委員の変更、協議会規約に関する協議書の変更協議書、合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設、合併協議会だより(創刊号)の発行、電子計算システム調査分析業務委託契約の締結、調整方針(案)の基本的な記載例、幹事会、専門部会、分科会、新市建設計画策定に向けてのヒアリングについて)
- ・協議事項5件(新市の名称(その1)、議会議員の定数及び任期の取扱い、各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い、各種事務事業(男女共同参画関係)の取扱い、各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱いについて)
- ・その他事項1件(第4回協議会日程について)
- ・傍聴者数:8人

第4回会議 平成16年5月27日(木)午後1時28分～午後4時45分

- ・報告事項5件(合併の期日(その1)の変更、新市の名称(その1)、議会議員の定数及び任期の取扱い、「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結、新市建設計画策定業務委託契約の締結について)
- ・協議事項7件(特別職の職員の身分の取扱い、慣行の取扱い、各種事務事業(交通関係)の取扱い、各種事務事業(国民年金関係)の取扱い、各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱い、各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱い、各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いについて)
- ・その他事項1件(第5回、第6回、第7回協議会日程について)

第5回会議 平成16年6月24日(木)午後1時34分～午後3時34分

- ・報告事項2件(協議会委員の変更、1市2町ネットワーク調査・基本計画作成業務委託契約の締結について)
- ・継続協議事項1件(各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて)
- ・協議事項12件(財産及び債務の取扱い、条例・規則等の取扱い、消防団・海防団の取扱い、各種事務事業(消防・防災関係)の取扱い、各種事務事業(人権擁護関係)の取扱い、各種事務事業(人権・同和教育関係)の取扱い、各種事務事業(生涯学習関係)の取扱い、各種事務事業(文化振興関係)の取扱い、各種事務事業(競輪事業関係)の取扱い、各種事務事業(土地開発公社関係)の取扱い、各種事務事業(社会福祉協議会関係)の取扱い、新市建設計画(その1)について)
- ・その他事項1件(第6回、第7回、第8回協議会日程について)

- 第6回会議 平成16年7月22日(木)午後1時30分～午後3時22分
- ・変更協議事項1件(慣行の取扱いについて)
 - ・協議事項13件(農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、使用料・手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、各種団体への補助金、交付金等の取扱い、公の施設の取扱い、各種事務事業(電算システム事業関係)の取扱い、各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱い、各種事務事業(建設事業関係)の取扱い、各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い、各種事務事業(学校教育関係)の取扱い、各種事務事業(学校等の通学区域関係)の取扱い、各種事務事業(学校給食関係)の取扱い、新市建設計画(その2)について)
 - ・その他事項1件(第7回、第8回、第9回協議会日程について)
- 第7回会議 平成16年8月26日(木)午後1時30分～4時07分
- ・協議事項9件(一般職の職員の身分の取扱い、町・字の区域及び名称の取扱い、地方税の取扱い、各種事務事業(納税関係)の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、各種事務事業(各種福祉制度関係の取扱い(その1)子育て支援関係・ウ障害者福祉関係・工生活保護関係、各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱い、各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱い、新市建設計画(その3)について)
 - ・その他事項1件(第8回、第9回協議会日程について)
 - ・傍聴者数:2人
- 第8回会議 平成16年9月22日(木)午後1時28分～2時47分
- ・協議事項5件(事務組織及び機構の取扱い、各種事務事業(コミュニティ関係)の取扱い、各種事務事業(環境対策関係)の取扱い、各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱い、新市建設計画(その4)について)
 - ・その他事項1件(第9回、第10回協議会日程について)
 - ・傍聴者数:1名
- 第9回会議 平成16年10月27日(木)午後1時30分～3時04分
- ・協議事項3件(一部事務組合等の取扱い、介護保険事業の取扱い、各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その2)高齢者福祉関係について)
 - ・その他事項2件(住民説明会の日程、第10回、第11回協議会日程について)
 - ・傍聴者数:1人
- 第10回会議 平成16年11月11日(木)午後1時32分～2時11分
- ・報告事項1件(住民説明会の実施内容について)

- ・その他事項 2 件（第 1 1 回協議会日程、合併協定調印式の日程について）
- ・傍聴者数：1 人

第 11 回会議 平成 1 7 年 1 月 1 3 日（木）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 5 分

- ・報告事項 4 件（住民説明会の開催状況、新市建設計画の県協議結果、合併協定調印式、先進地視察について）
- ・協議事項 2 件（合併協定書（案）新市の市章の選定について）
- ・その他事項（第 1 2 回協議会日程について）
- ・合併協定書署名
- ・傍聴者数：1 人

第 12 回会議 平成 1 7 年 3 月 2 4 日（木）午後 1 時 5 3 分～2 時 5 8 分

- ・報告事項 4 件（1 市 2 町の廃置分合関連議案の議決結果、1 市 2 町の合併に関する廃置分合申請、先進地視察研修報告、平成 1 7 年度合併スケジュールについて）
- ・協議事項 2 件（平成 1 7 年度事業計画（案）、平成 1 7 年度歳入歳出予算（案）について）
- ・その他事項 1 件（第 1 3 回協議会日程について）

（ 2 ） 幹事会の開催

合併に必要な事項について協議及び協議会会議の議案調整を行なった。

第 1 回	平成 1 6 年	4 月 1 5 日	第 8 回	平成 1 6 年	1 0 月 2 1 日
第 2 回	平成 1 6 年	5 月 7 日	臨時	平成 1 6 年	1 0 月 2 9 日
第 3 回	平成 1 6 年	5 月 2 0 日	第 9 回	平成 1 6 年	1 1 月 5 日
第 4 回	平成 1 6 年	6 月 1 7 日	臨時	平成 1 6 年	1 2 月 1 5 日
第 5 回	平成 1 6 年	7 月 1 4 日	第 1 0 回	平成 1 7 年	1 月 6 日
第 6 回	平成 1 6 年	8 月 2 3 日	臨時	平成 1 7 年	2 月 2 日
第 7 回	平成 1 6 年	9 月 1 5 日	第 1 1 回	平成 1 7 年	3 月 1 7 日

（ 3 ） 専門部会、分科会合同説明会の開催

平成 1 6 年 4 月 1 9 日

（ 4 ） 各種専門部会の開催

協議資料の作成等を行なうため、課長レベルで専門的に協議または調整を行なった。

1 2 部会 平成 1 6 年 4 月 2 3 日から、随時開催

（ 5 ） 各種分科会の開催

調整原案の作成、事務担当者レベルの調整を行なった。

3 4 分科会 平成 1 6 年 4 月 2 1 日から、随時開催

2 合併協定項目の協議

合併協議会で確認された事項

1 協定項目

- 協議第 1 号 合併の方式（第 1 回協議会）
- 協議第 2 号 合併の期日（第 1 回、第 2 回、第 4 回協議会）
- 協議第 3 号 新市の名称（第 1 回、第 3 回、第 4 回協議会）
- 協議第 4 号 事務所の位置（第 1 回協議会）
- 協議第 5 号 財産及び債務の取扱い（第 5 回協議会）
- 協議第 6 号 議会議員の定数及び任期の取扱い（第 3 回、第 4 回協議会）
- 協議第 7 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（第 6 回協議会）
- 協議第 8 号 一般職の職員の身分の取扱い（第 7 回協議会）
- 協議第 9 号 特別職の職員の身分の取扱い（第 4 回協議会）
- 協議第 10 号 事務組織及び機構の取扱い（第 8 回協議会）
- 協議第 11 号 条例・規則等の取扱い（第 5 回協議会）
- 協議第 12 号 町・字の区域及び名称の取扱い（第 7 回協議会）
- 協議第 13 号 地方税の取扱い（第 7 回協議会）
- 協議第 14 号 使用料・手数料等の取扱い（第 6 回協議会）
- 協議第 15 号 一部事務組合等の取扱い（第 9 回協議会）
- 協議第 16 号 公共的団体等の取扱い（第 6 回協議会）
- 協議第 17 号 消防団・海防団の取扱い（第 5 回協議会）
- 協議第 18 号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（第 6 回協議会）
- 協議第 19 号 国民健康保険事業の取扱い（第 7 回協議会）
- 協議第 20 号 介護保険事業の取扱い（第 9 回協議会）
- 協議第 21 号 慣行の取扱い（第 4 回、第 6 回協議会）
- 協議第 22 号 公の施設の取扱い（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 その他（各種事務事業の取扱い 1 号から 30 号）
- 協議第 23 号 - 1 広聴広報・情報公開関係（第 3 回協議会）
- 協議第 23 号 - 2 コミュニティ関係（第 8 回協議会）
- 協議第 23 号 - 3 男女共同参画関係（第 3 回協議会）
- 協議第 23 号 - 4 人権擁護関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 5 消防・防災関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 6 交通関係（第 4 回協議会）
- 協議第 23 号 - 7 納税関係（第 7 回協議会）
- 協議第 23 号 - 8 電算システム事業関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 9 国際交流・友好都市関係（第 3 回協議会）
- 協議第 23 号 - 10 各種福祉制度関係
 - ア 子育て支援関係（第 7 回協議会）
 - イ 高齢者福祉関係（第 9 回協議会）
 - ウ 障害者福祉関係（第 7 回協議会）
 - エ 生活保護関係（第 7 回協議会）

- 協議第 23 号 - 11 国民年金関係（第 4 回協議会）
- 協議第 23 号 - 12 保健・衛生関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 13 環境対策関係（第 8 回協議会）
- 協議第 23 号 - 14 ごみ・し尿処理関係（第 8 回協議会）
- 協議第 23 号 - 15 上水道等事業関係（第 7 回協議会）
- 協議第 23 号 - 16 下水道等事業関係（第 7 回協議会）
- 協議第 23 号 - 17 農林水産事業関係（第 4 回・第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 18 商工観光事業関係（第 4 回協議会）
- 協議第 23 号 - 19 建設事業関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 20 都市計画事業関係（第 4 回協議会）
- 協議第 23 号 - 21 公営住宅関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 22 学校教育関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 23 学校等の通学区域関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 24 学校給食関係（第 6 回協議会）
- 協議第 23 号 - 25 生涯学習関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 26 人権・同和教育関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 27 文化振興関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 28 競輪事業関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 29 土地開発公社関係（第 5 回協議会）
- 協議第 23 号 - 30 社会福祉協議会関係（第 5 回協議会）

2 新市建設計画（第 1 章～第 8 章）（第 5 回～第 8 回協議会）

3 新市建設計画の策定

新市建設計画の策定に必要な調査・研究を行い、新市のまちづくりの基本方針、新市の一体化や振興発展を促進する主要事業並びに財政計画等を内容とする新市建設計画を策定した。

（ 1 ）委託業者：株式会社 三菱総合研究所

委託機関：平成 16 年 4 月 27 日～平成 17 年 3 月 31 日

内 容：住民アンケート調査の再集計・再分析や新市に向けての基本方針の策定、主要施策の取りまとめ、財政シミュレーションの作成、資料の整理、収集、分析、問題点、課題の抽出

新市建設計画書 800部

新市建設計画概要版 25,000部

（ 2 ）新市建設計画トップヒアリングの実施

協議会会長、副会長（市長、町長）平成 16 年 5 月 7 日

（ 3 ）新市建設計画ヒアリングの実施

協議会委員（2号・3号委員）平成 16 年 5 月 13 日

4 住民説明会の開催

合併協議会で確認された合併協定項目の調整結果や新市建設計画の内容、合併までのスケジュールを住民に知らせるために開催した。

実施主体：観音寺市、大野原町、豊浜町

開催期日：平成16年11月20日～12月10日

開催回数：延べ23回

(観音寺市 延べ11回、大野原町 延べ8回、豊浜町 延べ4回)

参加者数：1,165人(観音寺市597人、大野原町366人、豊浜町202人)

質問数：232件

質問等の状況(大分類項目)

項目	内 容	件数	割合
1	財産・債務、行財政・合併特例債に関する事	23	9.9
2	議会議員、農業委員に関する事	13	5.6
3	特別職、一般職員に関する事	11	4.7
4	新市の施策、組織・機構に関する事	37	16.0
5	一部事務組合に関する事	10	4.3
6	各種行政サービス、事業に関する事	41	17.7
7	消防団、消防・防災に関する事	12	5.2
8	幼稚園、小・中学校等教育に関する事	20	8.6
9	競輪・上下水道事業に関する事	14	6.0
10	住所、自治会、コミュニティに関する事	15	6.5
11	合併協議会や委員、項目、説明会に関する事	26	11.2
12	その他	10	4.3
合 計		232件	100%

5 合併に関する情報の提供

(1) 合併協議会だより発行

合併協議会の内容や合併に関する情報を地域住民に提供して、合併に対する意識の高揚を図った。

創刊号 平成16年 5月1日発行(発行部数20,000部)

第2号 平成16年 6月1日発行(発行部数20,000部)

第3号 平成16年 7月1日発行(発行部数20,000部)

第4号 平成16年 8月1日発行(発行部数20,000部)

第5号 平成16年 9月1日発行(発行部数20,000部)

第6号 平成16年10月1日発行(発行部数20,000部)

第7号 平成16年11月1日発行(発行部数20,000部)

第8号 平成16年12月1日発行(発行部数20,000部)

第9号 平成17年 1月1日発行(発行部数20,000部)

第10号 平成17年 2月1日発行(発行部数20,000部)

第11号 平成17年 3月1日発行(発行部数20,000部)

体 裁：A4版8ページ(フルカラー4ページ、2色刷り印刷4ページ)

配布体制：1市2町の広報紙の配布日及び体制に合わせて各世帯に配布した。

(2) 合併協議会のホームページ作成及び更新業務委託の実施

委託業者：メディアプラン

委託機関：平成16年4月7日～平成17年3月31日

ホームページ開設：平成16年5月1日

アクセス件数：29,320件(平成16年5月1日～平成17年3月31日)

内 容：合併協議会の紹介や会議の内容、合併に関する情報、協議会だより、メール投稿等

6 事務事業の調整

事務事業の一元化に向けて各種事務事業の調整、例規整備並びに電算システム整備に向けての調査・調整を行なった。

(1) 新市例規集作成支援業務委託

委託業者：第一法規株式会社

委託期間：平成16年5月1日～平成17年3月31日

内 容：例規名比較検討資料の作成、新市例規原案(第1次案)の作成

(2) 電子計算システム調査分析委託

委託業者：株式会社富士通四国インフォテック

委託期間：平成16年4月20日～平成16年12月31日

内 容：1市2町の現況と合併後必要となるシステムの調査分析、現行システム各種項目の登録状況や内容を把握し、調整方針(案)を作成

(3) 1市2町ネットワーク調査・基本計画作成業務委託

委託業者：株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト四国

委託期間：平成16年6月1日～平成16年8月10日

内 容：1市2町のネットワークの現況調査・ネットワーク構築、既存構成との関係調査・計画、機器整備のための費用算出

7 合併に関する先進地事例等の調査・研究

(1) 先進地視察

新市発足前後における合併協議会の取り組みや組織機構、支所機能、条例の制定などについて、本協議会と構成団体及び合併期日が類似している新市を視察し、今後の協議会の運営の参考にした。

期 日：平成17年2月17日～18日

視察先：島根県安来市(安来市・広瀬町・伯太町の1市2町が平成16年10月1日に新設合併)

参加者：協議会長と委員あわせて17名と事務局職員3名

(2) 視察先受入状況

- ・平成16年8月27日 埼玉県議会地方分権・合併・財源対策特別委員会（議会議員等 13名）
- ・平成16年12月9日 福岡放送局 3名（内容：議会議員の定数及び任期の取扱いについて）

8 新市市章デザイン提案業務委託

委託業者：香川県デザイン協会

委託期間：平成17年1月18日～平成17年3月31日

内 容：新市の市章のデザイン提案業務

9 合併協定調印式

観音寺市、大野原町、豊浜町は合併協定調印式を開催し、1市2町の首長が53項目にわたる合併に関する協議が整ったので合併協定書に署名調印した。

開催日：平成17年1月27日午後1時30分～

開催場所：大野原町総合福祉会館（萩の丘公園内）

出席者：115名

香川県選出国會議員、香川県知事、県議会議長、地元選出県議會議員、1市2町の議會議員、合併協議会委員、同監査委員、1市2町の特別職、幹事、合併協議会事務局職員、1市2町関係職員

次第 開式の辞、合併経過報告、合併協定調印、立会人署名、主催者あいさつ、来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露、閉式の辞、（記念写真撮影、記者会見）

10 廃置分合の手続

- ・平成17年 3月 8日 1市2町の3月議会において、廃置分合に関連する4議案（廃置分合、財産処分、議會議員の定数、農業委員会の委員の任期等に関する特例）が原案どおり可決
- 3月 9日 1市2町の首長連名による香川県知事宛の廃置分合申請書を提出
- 3月24日 香川県議会の議決
- （4月 1日）香川県知事の処分決定と総務大臣への届出
- （4月28日）総務大臣の告示
- （10月11日）合併施行

11 その他必要な合併に関する調査・研究

国、県との調整のほか合併に必要な事業を適宜実施した。

報告第 4 5 号

平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定について

平成 1 6 年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

平成16年度

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 歳入歳出決算書

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

平成16年度 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		48,000,000	48,000,000	48,000,000	0	0	0
	1 負担金	48,000,000	48,000,000	48,000,000	0	0	0
3 県支出金		15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	0
	1 県補助金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	0
6 諸収入		5,000	506	506	0	0	4,494
	1 諸収入	5,000	506	506	0	0	4,494
歳入合計		63,005,000	63,000,506	63,000,506	0	0	4,494

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運営費		41,890,000	29,312,279	0	12,577,721	12,577,721
	1 会議費	3,125,000	1,397,083	0	1,727,917	1,727,917
	2 事務費	38,765,000	27,915,196	0	10,849,804	10,849,804
2 事業費		20,615,000	16,724,450	0	3,890,550	3,890,550
	1 事業推進費	20,615,000	16,724,450	0	3,890,550	3,890,550
3 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		63,005,000	46,036,729	0	16,968,271	16,968,271

歳入歳出差引残額

16,963,777 円

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会長 平野 清

平成16年度 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 歳入歳出決算事項別明細書

歳 入

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額						調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備 考
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節						
					区 分	金 額					
1 負担金	48,000,000	0	0	48,000,000			48,000,000	48,000,000	0	0	
1 負担金	48,000,000	0	0	48,000,000			48,000,000	48,000,000	0	0	
1 負担金	48,000,000	0	0	48,000,000	1 負担金	48,000,000	48,000,000	48,000,000	0	0	均等割50% 人口割50%
3 県支出金	15,000,000	0	0	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0	
1 県補助金	15,000,000	0	0	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0	
1 県補助金	15,000,000	0	0	15,000,000	1 県補助金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	市町合併促進支援 事業費補助金
6 諸収入	5,000	0	0	5,000			506	506	0	0	
1 諸収入	5,000	0	0	5,000			506	506	0	0	
1 諸収入	5,000	0	0	5,000	1 預金利子	5,000	506	506	0	0	預金利子
歳 入 合 計	63,005,000	0	0	63,005,000			63,000,506	63,000,506	0	0	

歳 出

款 項 目	予 算 現 額					支 出 済 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考			
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計		節		継続費 繰越明 許費			繰越明 許費	事故繰 越	
							区 分	金 額						
1 運営費	41,890,000	0	0	0	41,890,000			29,312,279	0	0	0	12,577,721		
1 会議費	3,125,000	0	0	0	3,125,000			1,397,083	0	0	0	1,727,917		
1 会議費	3,125,000	0	0	0	3,125,000			1,397,083	0	0	0	1,727,917		
						1 報 酬	526,000	216,550	0	0	0	309,450	委員報酬	216,550
						9 旅 費	60,000	0	0	0	0	60,000	費用弁償	0
						12 役務費	1,316,000	463,845	0	0	0	852,155	筆耕翻訳料	463,845
						14 使用料及び賃借料	1,223,000	716,688	0	0	0	506,312	音響録音機器借上料	716,688
2 事務費	38,765,000	0	0	0	38,765,000			27,915,196	0	0	0	10,849,804		
1 事務費	38,765,000	0	0	0	38,765,000			27,915,196	0	0	0	10,849,804		
						3 職員手当等	3,236,000	342,779	0	0	0	2,893,221	職員時間外勤務手当	342,779
						8 報償費	15,000	4,935	0	0	0	10,065	報償金	4,935
						9 旅 費	611,000	35,086	0	0	0	575,914	職員旅費	35,086
						11 需用費	11,340,000	5,660,929	0	0	0	5,679,071	消耗品費 燃料費 食料費 印刷製本費 12節へ流用 18節へ流用	2,316,725 68,950 231,940 3,043,314 310,000 130,000
						12 役務費	1,017,000	1,013,007	0	0	0	3,993	通信運搬費 11節から流用	1,013,007 310,000
						13 委託料	1,260,000	1,130,976	0	0	0	129,024	ホームページ更新業務 プリンタ保守 Windowsリカバリー作業他	973,066 36,960 120,950
						14 使用料及び賃借料	6,506,000	6,168,040	0	0	0	337,960	自動車借上料 電話、ファックス借上料 パソコン機器借上料 印刷機借上料 有料道路通行料、駐車場使用料	1,033,200 1,395,828 2,142,000 126,000 0

款 項 目	予 算 現 額					計	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	節			継続費 繰越額	繰越明 許費	事故繰 越			
					区 分								金 額
												コピー機使用料 471,737 会場借上料 2,000 大野原町中央公民館 976,800 看板借上料 20,475	
						18 備品購入費 131,000	116,159	0	0	0	14,841	庁用器具費 116,159 11節から流用 130,000	
						19 負担金,補助及び交付金 14,649,000	13,443,285	0	0	0	1,205,715	県職員派遣費負担金 8,509,372 非常勤職員公務災害補償等組合負担金 7,665 臨時職員派遣負担金 4,784,498 事務局準備経費 141,750	
2 事業費	20,615,000	0	0	0	20,615,000		16,724,450	0	0	0	3,890,550		
1 事業推進費	20,615,000	0	0	0	20,615,000		16,724,450	0	0	0	3,890,550		
1 事業推進費	20,615,000	0	0	0	20,615,000		16,724,450	0	0	0	3,890,550		
						9 旅 費 465,000	328,100	0	0	0	136,900	特別旅費 328,100	
						13 委託料 19,650,000	16,040,000	0	0	0	3,610,000	例規作成支援委託料 1,155,000 新市建設計画策定委託料 9,975,000 電算システム調整委託料 2,415,000 ネットワーク調査・基本計画作成委託料 1,995,000 新市市章デザイン提案業務委託料 500,000	
						14 使用料及び賃借料 500,000	356,350	0	0	0	143,650	研修用バス借上料 304,500 有料道路通行料、駐車場使用料 51,850	
3 予備費	500,000	0	0	0	500,000		0	0	0	0	500,000		
1 予備費	500,000	0	0	0	500,000		0	0	0	0	500,000		
1 予備費	500,000	0	0	0	500,000		0	0	0	0	500,000		
歳 出 合 計	63,005,000	0	0	0	63,005,000		46,036,729	0	0	0	16,968,271		

平成16年度 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
歳入出決算監査報告書

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第16条第1項の規定に基づき、
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の収入及び支出に関する帳簿、証拠書類、
預金通帳等により会計監査を行ないました結果、平成16年度観音寺市・大野原町
・豊浜町合併協議会歳入歳出決算書のとおり適正にして正確の処理されておりました
ことをご報告します。

平成17年 6月 8日

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清 殿

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

監査委員

伊藤均 

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

監査委員

大廣清雄 

報告第46号

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について、別紙のとおり報告する。

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について

- 1 契約の目的 現在、1市2町において制定されている例規を整理、調査し、新市において施策及び業務を遂行するために必要な例規の作成を目的とする。
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約日 平成17年4月1日
- 4 委託期間 平成17年4月1日～平成17年9月30日
- 5 契約金額 1,365,000円
(うち消費税及び地方消費税 65,000円)
- 6 契約の相手方 住所 東京都港区南青山二丁目11番17号
氏名 第一法規株式会社
代表取締役社長 田中英雄
- 7 業務の内容
例規作成支援業務
 - (1) 新市例規原案(第1次案及び第2次案)の作成
 - ・例規原案の素案の作成・入力
 - ・例規原案の修正
 - (2) 仮例規集の作成
 - (3) 新市例規集(データベース・加除式)の作成

報告第 4 7 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

職員の給与（案）

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
給料表	行政職（一） 8級制 企業職給料表 8級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 9級制 企業職給料表 9級制
初任給 （行政職一）	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当
退職手当制度	観音寺市職員の退職手当に関する 条例に基づき支給される。	香川縣市町総合事務組合（旧香川縣市町村職員退職手当組合）に加入し、 組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給される。		観音寺市職員の退職手当に関する 条例に基づき支給される。

職の名称（案）

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
<p>吏員 (事務吏員・技術吏員)</p>	<p>課長、局長、支所長、福祉事務 所長、主幹、室長、課長補佐、 局長補佐、支所長補佐、福祉 事務所長補佐、下水浄化セン ター所長、衛生センター所長、 港務所長、保育所長、副主幹、 総括主査、総括自動車運転技 師、総括営繕技師、総括環境 整備技師、総括調理技師、係 長、主査、主任主事、主任技 師、保育所長補佐、主任保育 士、主任自動車運転技師、主 任営繕技師、主任環境整備 技師、主任調理技師、主事、 技師、保育士、自動車運転技 師、営繕技師、環境整備技 師、調理技師</p>	<p>参事、課長、主幹、園長、保 育所長、課長補佐、副主幹、 副園長、副保育所長、統括 主任教諭、統括主任保育士、 統括主任保健師、統括主任 栄養士、係長、主任主事主 任教諭、主任保健師、主任 保育士、主任保健師、主任 栄養士、副主任教諭、副主 任保育士、副主任保健師、 副主任栄養士、主事、教諭、 保育士、保健師、栄養士、 主事補</p>	<p>本 庁 課長（室長）、主幹、課長 補佐（室次長）、副主幹、 係長、主査、主任主事、主 任保健師、主事、保健師</p> <p>出先機関 所長、副所長、主任保育士、 保育士、栄養士</p>	<p>部長、支所長、課長、局長、 主幹、所長、室長、課長補 佐、局長補佐、支所長補佐、 所長補佐、副主幹、主査、 総括技術員、係長、主任、 主任技術員、主事、技師、 保育士、栄養士、技術員</p>
<p>吏員以外の職</p>	<p>事務員、技術員、保育士、自 動車運転技術員、営繕技術員、 環境整備技術員、調理技術員</p>	<p>運転手、用務員、給食調理 員、作業員、主任ホームヘ ルパー、ホームヘルパー</p>	<p>自動車運転手、清掃整備員、 給食調理員、用務員、ホーム ヘルパー</p>	<p>事務員、技術員、保育士、 栄養士</p>

級別職務分類表（案）

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
1級	定型な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事補、教諭、保育士、保健師、栄養士	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	定型な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
2級	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事及び教諭、保育士、保健師、栄養士の職務に相当の経験年数を経た職員の職務	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
3級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主任主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士及び主任主事及び副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、係長	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務又はこれに相当する職務
5級	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	係長、主任保育士、主任教諭、主任保健師、副主幹、副所長、教頭	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務又はこれに相当する職務
6級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 総括主査の職務又はこれに相当する職務	園長、副園長並びに課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	副主幹、主任保育士、主任教諭、主任保健師、課長補佐、副所長、教頭、主幹、所長、園長	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	課長、主幹、園長、保育所長	主幹、室長、課長、所長、園長、議会事務局長	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務
8級	課長の職務又はこれに相当する職務	参事、課長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長	課長、議会事務局長	課長の職務又はこれに相当する職務
9級	—————	—————	—————	部長の職務又はこれに相当する職務

報告第 4 8 号

特別職の職員の身分の取扱い（その 1）について

特別職の職員の身分の取扱い（その 1）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

特 別 職 報 酬 等 一 覧 表

区 分		新 観 音 寺 市	旧 観 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町
住民基本台帳人口 (平成17年5月1日現在)		66,630	44,599	13,069	8,902
職 員 数 (1市2町のみ平成17年5月1日現在)		645	406	129	110
報 酬 月 額	市 長	947,000	947,000	785,000	800,000
	助 役	730,000	730,000	594,000	610,000
	収 入 役	664,000	664,000	552,000	565,000
	教 育 長	651,000	651,000	518,000	528,000
	議 長	539,000	539,000	366,000	346,000
	副 議 長	465,000	465,000	314,000	288,000
	議 員	430,000	430,000	277,000	261,000
	全 議 員 数	24	20	16	13
期手	四 役 6月	1.60	1.60	1.40	1.40
	12月	1.70	1.70	1.60	1.60
未当	議 員 6月	1.60	1.60	1.40	1.40
	12月	1.70	1.70	1.60	1.60
そ の 他 手 当		期末加算20%	期末加算20%	期末加算 3役 40% 議員 15% 教育長手当	期末加算 3役 40% 議員 15% 教育長手当

特 別 職 報 酬 等 一 覧 表 (香 川 県 内 市)

区 分		新観音寺市	旧観音寺市	大野原町	豊 浜 町	高 松 市	新丸亀市	坂 出 市	善通寺市	さぬき市	東かがわ市
住民基本台帳人口 (平成17年5月1日現在)		66,630	44,599	13,069	8,902	336,406	111,280	59,007	35,219	56,279	37,508
職 員 数 (1市2町のみ平成17年5月1日現在)		645	406	129	110	3,268	1,206	899	373	878	381
報 酬 月 額	市 長	947,000	947,000	785,000	800,000	1,121,000	971,000	885,000	890,000	900,000	800,000
	助 役	730,000	730,000	594,000	610,000	906,000	765,000	679,000	715,000	710,000	610,000
	収 入 役	664,000	664,000	552,000	565,000	783,000	707,000	628,000	642,000	650,000	580,000
	教 育 長	651,000	651,000	518,000	528,000	738,000	691,000	610,000	620,000	600,000	560,000
	議 長	539,000	539,000	366,000	346,000	727,000	586,000	554,000	530,000	500,000	420,000
	副 議 長	465,000	465,000	314,000	288,000	647,000	512,000	483,000	465,000	450,000	370,000
	議 員	430,000	430,000	277,000	261,000	608,000	457,000	433,000	430,000	410,000	350,000
	全 議 員 数	24	20	16	13	40	34	24	18	26	24
期 手 未 当	四 役 6月	1.60	1.60	1.40	1.40	1.60	1.60	1.60	1.40	1.60	1.40
	12月	1.70	1.70	1.60	1.60	1.70	1.70	1.70	1.60	1.70	1.60
	議 員 6月	1.60	1.60	1.40	1.40	1.60	1.60	1.60	1.40	1.60	1.40
	12月	1.70	1.70	1.60	1.60	1.70	1.70	1.70	1.60	1.70	1.60
そ の 他 手 当		期末加算20%	期末加算20%	期末加算 3役 40% 議員 15% 教育長手当	期末加算 3役 40% 議員 15% 教育長手当	期末加算20%	期末加算25%	期末加算20%	期末加算15%	期末加算20%	市長加算30% 議員加算15%

特別職報酬等比較表（市町村類型 - 2）

区 分		島田市	大田原市	塩尻市	下館市	須賀川市	宇和島市	上野市	銚子市	袋井市	玉野市	藤岡市	真岡市	鳴門市	笠岡市	類団平均	
住民基本台帳人口		76,289	54,904	63,485	64,975	67,616	60,704	59,537	77,099	60,755	69,396	64,354	62,613	64,932	58,349	64,643	
職員数		1,192	471	524	700	498	1,100	743	1,241	873	896	437	469	934	651	766	
報 酬 月 額	市長	870,000	970,000	928,000	820,000	1,080,000	912,000	996,000	870,000	875,000	940,000	878,000	1,015,000	953,000	930,000	931,214	
	助 役	712,000	760,000	768,000	658,000	832,000	721,000	772,000	765,000	715,000	755,000	712,000	805,000	737,500	755,000	747,679	
	収 入 役	652,000	695,000	681,000	619,000	750,000	639,000	684,000	697,000	655,000	675,000	641,000	700,000	672,000	675,000	673,929	
	教 育 長	652,000	685,000	654,000	619,000	750,000	609,000	656,000	694,000	655,000	665,000	641,000	670,000	672,000	660,000	663,000	
	議 長	435,000	485,000	459,000	430,000	547,000	460,000	530,000	484,000	422,000	535,000	465,000	530,000	515,000	520,000	486,929	
	副 議 長	390,000	395,000	383,000	395,000	485,000	393,000	467,000	437,000	387,000	475,000	410,000	435,000	434,000	460,000	424,714	
	議 員	370,000	360,000	360,000	375,000	455,000	373,000	423,000	390,000	357,000	450,000	390,000	405,000	411,000	420,000	395,643	
	全議員数	24	21	24	26	26	25	20	28	21	25	26	26	26	24	24	
手 期 当 末	四 役	6月	2.10	1.60	1.60	-	1.60	1.60	2.10	1.60	2.10	1.40	2.25	1.70	1.60	2.05	1.79
		12月	2.30	1.70	1.70	-	1.70	1.70	2.30	1.70	2.30	1.60	2.15	1.60	1.70	2.30	1.90
	議 員	6月	1.60	1.60	1.60	-	1.60	1.60	1.90	2.10	1.70	1.70	2.25	1.70	1.60	1.65	1.74
		12月	1.70	1.70	1.70	-	1.70	1.70	2.10	2.30	1.80	2.05	2.15	1.60	1.70	1.85	1.85
そ の 他 手 当		期末 15%加算	期末 45%加算 通勤手当	期末 40%加算 市:通勤手当	期末 15%加算 通勤手当	期末 20%加算 市:通勤手当	期末 15%加算	期末 20%加算	市期末45%加算 議員期末20%加算 市:通勤手当	期末 15%加算	期末 15%加算 市 扶養・勤勉手当	期末 20%加算	期末 45%加算	議員期末加算20%	期末 15%加算、扶養 4役扶養手当	24.64	

特別職の報酬・費用弁償(案)

種 別	旧 観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		新 丸 亀 市		新 観 音 寺 市	
	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額
教 育 委 員 会 委 員 長	年 額	612,000	年 額	222,000	年 額	204,000	月 額	83,000	年 額	612,000
	月 額	51,000	月 額	18,500	月 額	17,000				
教 育 委 員 会 委 員	年 額	554,000	年 額	179,000	年 額	165,000	月 額	76,000	年 額	554,000
	月 額	46,167	月 額	14,917	月 額	13,750				
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	年 額	360,000	年 額	105,000	年 額	101,000	月 額	59,000	年 額	360,000
	月 額	30,000	月 額	8,750	月 額	8,417				
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	年 額	245,000	年 額	86,000	年 額	84,000	月 額	54,000	年 額	245,000
	月 額	20,417	月 額	7,167	月 額	7,000				
公 平 委 員 会 委 員 長	年 額	150,000	-	-	-	月 額	36,000	年 額	150,000	
	月 額	12,500								
公 平 委 員 会 委 員	年 額	132,000	-	-	-	月 額	33,000	年 額	132,000	
	月 額	11,000								
監 査 委 員 (識 見 を 有 す る 者)	月 額	170,000	年 額	250,000	年 額	204,000	月 額	176,000	月 額	170,000
			月 額	20,833	月 額	17,000				
監 査 委 員 (議 会 よ り 選 任)	月 額	35,000	年 額	204,000	年 額	165,000	月 額	54,000	月 額	35,000
			月 額	17,000	月 額	13,750				
農 業 委 員 会 会 長	年 額	404,000	年 額	254,000	年 額	235,000	月 額	48,000	年 額	404,000
	月 額	33,667	月 額	21,167	月 額	19,583				
農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者	年 額	316,000	年 額	214,000	年 額	193,000	月 額	41,000	年 額	316,000
	月 額	26,333	月 額	17,833	月 額	16,083				
農 業 委 員 会 部 会 長	年 額	316,000	-	-	-	月 額	41,000	年 額	316,000	
	月 額	26,333								
農 業 委 員 会 委 員	年 額	274,000	年 額	199,000	年 額	177,000	月 額	38,000	年 額	274,000
	月 額	22,833	月 額	16,583	月 額	14,750				
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額	7,100	日 額	8,000	日 額	8,000	日 額	9,000	日 額	7,000
選 挙 長	職 務 の 内 容 に 基 づ き 任 命 権 者 が 市 長 と 協 議 し て 定 め る 額		日 額 に つ い て は 国 会 議 員 の 選 挙 等 の 執 行 経 費 の 基 準 に 関 す る 法 律 に 準 ず る		国 会 議 員 の 選 挙 等 の 執 行 経 費 の 基 準 に 関 す る 法 律 の 定 め る 額				選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 が 市 長 と 協 議 し て 定 め る 額	
投 票 、 開 票 管 理 者										
投 票 、 開 票 、 選 挙 立 会 人										
期 日 前 投 票 管 理 者 及 び 不 在 者 投 票 管 理 者 (公 職 選 挙 法 施 行 令 (昭 和 25 年 政 令 第 89 号 、 以 下 「 施 行 令 」 と い う 。) 第 55 条 第 2 項 及 び 第 57 条 の 規 定 に よ る も の を 除 く 。)										
期 日 前 投 票 立 会 人 及 び 不 在 者 投 票 立 会 人 (施 行 令 第 57 条 第 3 項 及 び 第 58 条 第 3 項 の 規 定 に よ る も の を 除 く 。)										

報告第 4 9 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第 49 号	国民健康保険事業の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
国民健康保険保健事業	<p>一日人間ドック</p> <p>対象者 1年以上国民健康保険に加入している者</p> <p>年齢制限 40歳以上70歳未満</p> <p>自己負担額 10,000円 11,000円（併せて子宮ガン検診を受ける場合）</p> <p>委託先 三豊総合病院</p>		<p>一日人間ドック</p> <p>対象者 国民健康保険に加入している者</p> <p>年齢制限 35歳以上70歳未満</p> <p>自己負担額 4,000円 5,000円（併せて子宮ガン検診を受ける場合）</p> <p>委託先 三豊総合病院 香川県総合検診協会</p>	<p>一日人間ドック</p> <p>【調整方針】</p> <p>一日人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>対象者 国民健康保険に加入している者</p> <p>年齢制限 35歳以上70歳未満</p> <p>委託先 三豊総合病院</p>
国民健康保険運営協議会	<p>国民健康保険運営協議会</p> <p>・委員構成</p> <p>被保険者を代表する委員 5人</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人</p> <p>公益を代表する委員 5人</p> <p>被用者保険等保険者を代表する委員 2人</p> <p>合計 17人</p> <p>・活動状況</p> <p>定例会 年1回（2月）、その他必要があるとき</p>	<p>国民健康保険運営協議会</p> <p>・委員構成</p> <p>被保険者を代表する委員 4人</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人</p> <p>公益を代表する委員 4人</p> <p>合計 12人</p> <p>・活動状況</p> <p>定例会 年2回（2月、6月） 視察研修（隔年）</p>	<p>国民健康保険運営協議会</p> <p>・委員構成</p> <p>被保険者を代表する委員 3人</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</p> <p>公益を代表する委員 3人</p> <p>合計 9人</p> <p>・活動状況</p> <p>定例会 年2回（2月、6月）</p>	<p>国民健康保険運営協議会</p> <p>【調整方針】</p> <p>国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>・委員構成</p> <p>被保険者を代表する委員 5人</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人</p> <p>公益を代表する委員 5人</p> <p>被用者保険等保険者を代表する委員 2人</p> <p>合計 17人</p> <p>・活動状況</p> <p>定例会 年1回（2月）、その他必要があるとき</p>

報告第50号

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その1）について

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その1）について、別紙のとおり報告する。

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	231	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整の方針		1 広聴広報について (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成するものとする。 (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。 (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとする。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果		
広聴広報について							
広報紙	名称 発行日・部数 サイズ 配布方法	広報かんおんじ 毎月1日・13,800部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・公共施設等は職員が配布 ・市外の公共機関等へ郵送	広報おおのはら 毎月1日・4,000部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・町内企業等は庁務員が配布 ・町外の公共機関等へ郵送	広報とよはま 毎月1日・3,400部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・町内企業等は用務員が配布 ・町外の公共機関等へ郵送	広報かんおんじ 毎月1日・21,200部 A4版 ・自治会を通じて配布 ・公共施設等は職員が配布 ・市外の公共機関等へ郵送		
ホームページ	開設主体 開設日 更新頻度 掲載内容	観音寺市 平成8年9月 月1回 市行政情報	大野原町 平成13年6月 随時 町行政情報	豊浜町 平成14年2月 月1回 町行政情報	観音寺市 平成17年10月 随時 市行政情報 (旧市町のHPにリンク)		
相談業務	委員の推薦 行政相談委員数 行政相談所の開設状況 1日合同行政相談所開設	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選 2人 毎月第1・3金曜日 平成14年10月21日開設	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選 1人 毎月第3木曜日	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選 1人 毎月第3火曜日 平成14年10月22日開設	現行のとおり実施する		
地区懇談会	開催時期 開催単位	年1回 各地区公民館			年1回 23地区で実施 ・観音寺...11地区 ・大野原...8地区 ・豊浜...4地区		
ケーブルテレビ放送等	ケーブルテレビ放送 オフトーク通信	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...市行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...町行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...町行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...市行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株) ・チャンネル...一本化 ・新市において調整		

報告第 5 1 号

各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについて

各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第 51 号	各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
妊婦・乳児健康診査受診票交付事務	<p>・目的</p> <p>健康管理の向上のため</p> <p>・対象</p> <p>市内在住の妊婦、乳児</p> <p>・実施方法</p> <p>受診票による医療機関での個別健康診査 (受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行)</p> <p>・受診票発行枚数</p> <p>妊婦一般健康診査(うち1枚はHBs抗原検査) 4枚(うち2枚は県補助分)</p> <p>超音波検査(35歳以上妊婦) 1枚</p> <p>乳児一般健康診査 2枚</p>	<p>・目的</p> <p>健康管理の向上のため</p> <p>・対象</p> <p>町内在住の妊婦、乳児</p> <p>・実施方法</p> <p>受診票による医療機関での個別健康診査 (受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行)</p> <p>・受診票発行枚数</p> <p>妊婦一般健康診査(うち1枚はHBs抗原検査) 5枚(うち2枚は県補助分)</p> <p>超音波検査(35歳以上妊婦) 1枚</p> <p>乳児一般健康診査 2枚</p>	<p>・目的</p> <p>健康管理の向上のため</p> <p>・対象</p> <p>町内在住の妊婦、乳児</p> <p>・実施方法</p> <p>受診票による医療機関での個別健康診査 (受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行)</p> <p>・受診票発行枚数</p> <p>妊婦一般健康診査(うち1枚はHBs抗原検査) 5枚(うち2枚は県補助分)</p> <p>超音波検査(35歳以上妊婦) 1枚</p> <p>乳児一般健康診査 2枚</p>	<p>【調整方針】</p> <p>妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>・対象</p> <p>市内在住の妊婦、乳児</p> <p>・実施方法</p> <p>受診票による医療機関での個別健康診査 (受診票は、母子手帳交付時に「母子保健ガイドブック」として発行)</p> <p>・受診票発行枚数</p> <p>妊婦一般健康診査(うち1枚はHBs抗原検査) 4枚(うち2枚は県補助分)</p> <p>超音波検査(35歳以上妊婦) 1枚</p> <p>乳児一般健康診査 2枚</p>

報告第 5 2 号

各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

調整方針 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町 調整結果

使用料	観音寺市				大野原町				豊浜町				調整結果								
	(消費税を含む)				(消費税を含む)				(消費税を含む)				(消費税を含む)								
区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)			
	汚水量	使用料	汚水量	使用料		汚水量	使用料	汚水量	使用料		汚水量	使用料	汚水量	使用料		汚水量	使用料	汚水量	使用料		
一般汚水			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円	
			20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで		
	10立方メートルまで	1,155円	21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円	
			30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで		
			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円	
			50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで		
		(ただし、5立方メートルまで)	(840円)	51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円
				100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで	
				101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円
	公衆浴場汚水	200立方メートルまで	6,090円	201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円
1円未満切捨て				1円未満切捨て				1円未満切捨て				1円未満切捨て									

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給	<p>観音寺市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則 (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 処理区域内に建築物を有する者が、当該便所を水洗式に改造又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道へ接続すること等に要する資金の融資のあっ旋及びその融資を行う取扱い金融機関への利子補給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(融資あっ旋の対象及び資格)</p> <p>第3条 改造資金の融資のあっ旋は、次の要件を備えているものでなければ受けることはできない。</p> <p>(1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2) 改造資金の償還について十分な支払い能力を有すること。</p> <p>(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料等を完納していること。</p> <p>(4) 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難であること。</p> <p>(5) 下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当な理由が認められるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(融資あっ旋の額)</p> <p>第4条 改造資金の融資あっ旋額は、改造工事1件につき10万円以上50万円までの間で、市長が認定した金額とする。</p> <p>2 前項の改造工事1件とは、1戸につき1個の便槽を改造することをいう。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第5条 改造資金の融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 融資金は、無利子とする。ただし、延滞利息は、融資を受けた者の負担とする。</p> <p>(2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は、改造工事1件につき毎月12,500円とする。この場合12,500円未満の端数が生じたときは、第1回分の償還金に加算するものとする。ただし、約定償還日前において繰上償還することができる。</p>	—	—	<p>(融資あっ旋の対象及び資格)</p> <p>(1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2) 改造資金の償還について十分な支払い能力を有すること。</p> <p>(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料等を完納していること。</p> <p>(4) 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難であること。</p> <p>(5) 下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当な理由が認められるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(融資あっ旋の額)</p> <p>(1) 改造工事1件につき10万円以上50万円までの間 (改造工事1件とは、1戸につき1個の便槽を改造することをいう。)</p> <p>(2) 市長が認定した金額とする。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>(1) 融資金は、無利子とする。ただし、延滞利息は、融資を受けた者の負担とする。</p> <p>(2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は、改造工事1件につき毎月12,500円とする。この場合12,500円未満の端数が生じたときは、第1回分の償還金に加算するものとする。ただし、約定償還日前において繰上償還することができる。</p>			

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
	<p>(3) 遅延利息その他の融資条件の変更については、市長と取扱い金融機関が協議の上定めるものとする。</p> <p>(利子補給)</p> <p>第6条 市長は改造資金の融資をした取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、約定償還日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>2 前項の利子補給の利率及び補給方式等は、毎年度当初市長と取扱金融機関において協議の上定める。</p>	—	—	<p>(3) 遅延利息その他の融資条件の変更については、市長と取扱い金融機関が協議の上定めるものとする。</p> <p>(利子補給)</p> <p>(1) 市長は改造資金の融資をした取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、約定償還日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>(2) 利子補給の利率及び補給方式等は、毎年度当初市長と取扱金融機関において協議の上定める。</p>			

調整方針	農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。																																													
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果																																										
受益者負担	_____	新規加入者 1公共枡 150,000 円	新規加入者 1公共枡 150,000 円	新規加入者 1公共枡 150,000 円																																										
使用料金	_____	<table border="1" data-bbox="1092 571 1537 844"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1092 865 1596 898">対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3～4人	3,000円	5～6人	3,500円	7～9人	4,000円	10～19人	7,000円	20人以上	10,000円	<table border="1" data-bbox="1676 571 2122 844"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2270 865 2775 898">対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3～4人	3,000円	5～6人	3,500円	7～9人	4,000円	10～19人	7,000円	20人以上	10,000円	<table border="1" data-bbox="2270 571 2715 844"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2270 865 2775 898">対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3～4人	3,000円	5～6人	3,500円	7～9人	4,000円	10～19人	7,000円	20人以上	10,000円
人員	使用料(月額)																																													
2人以下	2,500円																																													
3～4人	3,000円																																													
5～6人	3,500円																																													
7～9人	4,000円																																													
10～19人	7,000円																																													
20人以上	10,000円																																													
人員	使用料(月額)																																													
2人以下	2,500円																																													
3～4人	3,000円																																													
5～6人	3,500円																																													
7～9人	4,000円																																													
10～19人	7,000円																																													
20人以上	10,000円																																													
人員	使用料(月額)																																													
2人以下	2,500円																																													
3～4人	3,000円																																													
5～6人	3,500円																																													
7～9人	4,000円																																													
10～19人	7,000円																																													
20人以上	10,000円																																													
農業集落排水会計	_____	大野原町農業集落排水事業特別会計	豊浜町農業集落排水事業特別会計	観音寺市農業集落排水事業特別会計																																										

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
排水設備工事関係		<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(大野原町指定業者) 2. 大野原町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (田野々地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共 樹までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(大野原町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、大野原町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>	<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(豊浜町指定業者) 2. 豊浜町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (本村地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共 樹までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(豊浜町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、豊浜町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>	<p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(観音寺市指定業者) 2. 観音寺市に対して確認申請書の提出 3. 市より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共 樹までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(観音寺市指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、観音寺市の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>			

調整方針 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町 調整結果

合併浄化槽整備事業
浄化槽設置補助金

設置実績

人槽区分	補助限度額
5人槽	354,000円
6～7人槽	411,000円
8～50人槽	519,000円

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	62	-	93	-	10	12	1	2	180
15年度	80	-	88	-	7	4	-	2	181
16年度	81	-	86	-	8	3	3	2	183
合計	223	-	267	-	25	19	4	6	544

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8～9人槽	824,000円
10人槽	900,000円
11～20人槽	1,854,000円
21～30人槽	3,296,000円
31～50人槽	4,326,000円

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	33	-	69	-	3	-	-	-	105
15年度	31	-	76	-	5	-	-	-	112
16年度	22	-	70	-	8	-	-	-	100
合計	86	-	215	-	16	-	-	-	317

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8人槽	824,000円
9人槽	824,000円
10人槽	900,000円
11～20人槽	981,000円
21～30人槽	1,668,000円
31～50人槽	2,238,000円

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	21	-	27	-	1	-	1	-	50
15年度	23	-	30	-	3	1	-	-	57
16年度	24	-	34	-	4	1	1	-	64
合計	68	-	91	-	8	2	2	-	171

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8～9人槽	824,000円
10～50人槽	900,000円

報告第53号

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
国庫補助事業	農業生産総合対策事業	農業生産総合対策事業	農業生産総合対策事業	市上乗せ 0%			
	ハード事業 国庫補助率 1/2 市補助率 7%	実績なし	実績なし				
	ソフト事業 国庫補助率 1/2 市補助率 1/2						
単独県費補助事業	多彩な園芸産地促進事業	多彩な園芸産地促進事業	多彩な園芸産地促進事業	市上乗せ			
	ホップ事業	ホップ事業(企画推進型) 新技術の実証展示 補助率 県 1/2 事業主体 1/2	ホップ事業(企画推進型)	・小規模土地基盤整備事業 5%			
	ステップ事業(経営産地発展型) 県補助率 1/3 市補助率 JA 5% その他 4%	ステップ事業(経営・産地発展型) ・小規模土地基盤整備事業 改植、園内道・灌水設備整備 補助率 県 1/2 町 1/20 事業主体 9/20	ステップ事業(経営・産地発展型) ・小規模土地基盤整備事業 改植、園内道・灌水設備整備 補助率 県 1/2 町 1/20 事業主体 9/20	・その他事業(17年度申請分) JA関係 5% その他 4% 18年度より廃止			
	ジャンプ事業(産地強化型)	ジャンプ事業(産地強化型)	ジャンプ事業(産地強化型)				
	水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業				
	・土地利用型農業活性化対策事業 機械設備等整備 県補助率 1/3 市補助率 JA 5% その他 4%	・土地利用型農業活性化対策事業 機械設備等整備 県補助率 1/3 事業主体 2/3					
	・土地利用型農業活性化対策事業 技術実証 県補助率 100%	・麦大豆本作化推進対策事業 技術実証 県補助 5,000円/10a 機械設備等整備 県補助率 1/3 事業主体 2/3					

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調 整 結 果			
有害鳥獣捕獲補助金	有害鳥獣駆除用罫具購入補助 _____	有害鳥獣駆除用罫具購入補助 大野原町に在住する甲種狩猟免許有資格者が、有害鳥獣駆除において捕獲するために使用するくくり罫を購入するための経費に対して補助金を支給する。1台当たりの補助単価は、5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1人1回当たり20,000円を補助限度額とする。ただし、1回補助を受けた狩猟免許有資格者は、補助を受けた年度から5年間は補助を受けることができない。	有害鳥獣駆除用資材購入補助 豊浜町内の狩猟免許有資格者を含む団体であり当該年度に鳥獣捕獲許可した者に対し、有害鳥獣駆除において捕獲する為に使用するくくり罫を購入する為の経費に対して補助金を交付する。1台当たりの補助単価は5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1共同体1回1台当たり20,000円を補助限度額とする。 捕獲檻を購入するための経費補助金として購入価格の1/3とし、1共同体1回1台当たり30,000円を補助限度額とする。	合併時に廃止			
	狩猟免許取得 _____	狩猟免許取得 大野原町に在住するものであり、当該年度に新たに甲種狩猟免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。	狩猟免許取得 豊浜町に在住するものであり、当該年度に新たに狩猟免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。	合併時に廃止			
有害鳥獣防止対策補助事業	被害対策用ネット等設置事業 _____	被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩猟免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 資材購入価格の1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方とし、1人年1回の補助を限度とする。	被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩猟免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 資材購入価格の1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方とし、1人1回の補助を限度とする。	資材購入価格 1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方 1人年1回の補助を限度とする			

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調 整 結 果			
団体営土地改良事業	団体営基盤促進事業 三豊干拓地区 工事期間 H12～H14 事業費負担割合 国 50% 県 10% 市 10% 地元 30%	団体営基盤整備促進事業 下萩原地区 事業期間 H14年度～H17年度 事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15% 中姫地区 事業期間 H16年度～H18年度 事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15%	団体営基盤整備促進 尾崎地区 工事期間 H20 事業費負担割合 国 50% 県 25% 町 0% 地元 25% 野々池大坪線 工事期間 H18～H20 工事負担割合 国 50% 県 10% 町 40%	補助の合計が事業費の85%を越えない範囲とする 市上乗せ 10%以内			
	団体営地域用水環境整備事業 一の谷地区 ため池改修 工事期間 H16～H19 事業負担割合 国 50% 県 20% 市 30%						
	農地等高度利用促進事業 広庄地区 ほ場整備 5ha 工事期間 H16～H20 業負担割合 国 50% 県 25% 市 2% 地元 23%						

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
単独県費補助事業	単独県費補助事業(市町営) _____ 単独県費補助事業(土地改良区営) 県補助金 50% 市補助金 一般単県上乘せ 20%以内	単独県費補助事業(市町営) 14年度 2地区 単独県費補助事業(土地改良区営) 県補助金 50% 町補助金 一般単県上乘せ 20%以内 香川用水非受益地 10,000千円まで 20%以内 10,000千円以上 10%以内	単独県費補助事業(市町営) _____ 単独県費補助事業(土地改良区営) 県補助金 50% 町補助金 一般単県上乘せ 20%以内 香川用水非受益地 なし	県補助金 50% 市補助金 一般単県上乘せ 20% 以内 香川用水非受益地 10,000千円まで 20% 以内 10,000千円以上 10% 以内			

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	災害復旧事業については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
災害復旧	<p>目的</p> <p>異常なる天然(暴風,洪水,高潮,地すべり地震,その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>事業主体 土地改良区</p> <p>負担割合</p> <hr/> <p>・施設</p> <p>国 65% 地元 35%</p> <p>・農地</p> <p>国 50% 地元 50%</p> <p>増高がない場合は市補助金交付規定により15%の補助あり。</p>	<p>目的</p> <p>異常なる天然(暴風,洪水,高潮,地すべり地震,その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>事業主体 大野原町</p> <p>負担割合</p> <p>補助残の80% 町負担</p> <p>・施設</p> <p>国 65% 地元 35%</p> <p>・農地</p> <p>国 50% 地元 50%</p>	<p>目的</p> <p>異常なる天然現象(暴風,洪水,高潮,地すべり,地震,その他)によって被災を蒙った農地農業用施設を復旧し、もって土地の維持を図り、経営の安定に寄与するために行う。</p> <p>事業主体 豊浜町</p> <p>負担割合</p> <p>補助残の80% 町負担</p> <p>・施設</p> <p>国 65% 地元 35%</p> <p>・農地</p> <p>国 50% 地元 50%</p>	<p>事業主体 観音寺市</p> <p>補助残の80% 市負担</p>			

調整方針 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

事務事業名 観音寺市 大野原町 豊浜町 調整結果

(別表1) 観音寺市

1 漁港施設の使用料

種別	区分	単位	金額	備考
けい留施設	定期運航の船舶のけい留	総トン数	日額	
岸壁	1けい留までごとにつき	1トンにつき	2円45銭	
さん橋	定期運航以外の船舶のけい留			
及び物揚場	1けい留(24時間)までごとにつき	総トン数	日額	
		1トンにつき	4円90銭	

2 漁港施設の占用料

種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、ｺﾝｸﾘｰﾄ柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
架空管		1か年1メートルにつき		地下埋設物に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 使用料の計算単位を1日で定めたもので使用期間が1日に満たないものは、1日として計算する。
2. 1トンに満たないものは、1トンとする。
3. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
4. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
5. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
6. 1件の料金の合計が100円未満の場合はこれを100円として徴収する。

別表第1 漁港施設利用料(第13条関係) 大野原町

種別	区分	単位	金額	備考
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円	

備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。

表第2 土砂採取料等(第14条関係)

1 土砂採取料

採取名	単位	採取料	備考
土砂等	1立方メートル	99円	

2 占用料

占用目的	単位	期間	占用料	備考
家屋類及びその附属地	1平方メートル	1月	20円	
起重機	"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする。
管類埋設置	1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。 内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。
電柱類	木柱	1本	1年	120円 支柱支線は本柱1本とする。
	鉄柱及びｺﾝｸﾘｰﾄ柱	"	1年	140円 H型は本柱2本とする。
	鉄塔	"	1年	200円
架空管	1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする。
広告類	標識類	1本	1年	40円
	看板及び広告板	1枚	1年	480円 縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍とする。
その他工作物	1平方メートル	1月	15円	

- 備考 1 本表中期間を年で定めたもので、占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月まで
 2 本表中単位を1平方メートル又は1メートルをもって定めたもので、占用面積又は延長が1平方
 3 1件の占用料が30円未満のものは30円とする。
 4 本表によって計算された占用料の額に、10円未満の端数を生じた場合は、その端数を10円とする。

別表(条例第13条関係) 豊浜町

1 漁港施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の使用料は無料とする。
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円	

備考 使用が1日に満たない場合は1日とする。

2 漁港施設占用料

占用目的	単位	期間	占用料	備考
家屋類及びその附属地	1平方メートル	1月	20円	
起重機	"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする。
管類埋設置	"	1年	30円	のは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。
電柱類	本柱	1本	1年	120円 支柱支線は電柱1本とする。
	鉄柱及びｺﾝｸﾘｰﾄ柱	"	1年	140円 H型は電柱2本とする。
	鉄塔	"	1年	200円
架空管	1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする。
広告類	標識類	1本	1年	40円
	看板及び広告板	縦1メートル横70センチメートル	1年	480円
その他工作物		1月	15円	

別紙のとおり

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
--------	---------	--------------------------------	-------	--------	--------	---------

調整方針 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
-------	------	------	-----	------

(別表2) 観音寺市				
1 土砂採取料				
種別	区分	単位	金額	備考
	土砂	1立方メートルにつき	75円	
土砂採取料	砂利	1立方メートルにつき	100円	
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
架空管	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
				地下埋設物に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 採取料の数量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1立方メートルとして計算する。
2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
3. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
4. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
5. 1件の料金の合計が100円未満の場合は、これを100円として徴収する。

別紙のとおり

漁港・海岸の占用料別紙

(別表1)		観音寺市		
1 漁港施設の使用料				
種別	区分	単位	金額	備考
けい留施設	定期運航の船舶のけい留	総トン数	日額	
岸壁	1けい留までごとにつき	1トンにつき	2円45銭	
さん橋	定期運航以外の船舶のけい留			
及び物揚場	1けい留(24時間)までごとにつき	総トン数 1トンにつき	日額 4円90銭	
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
架空管	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
				地下埋設物 1か年1メートルにつき に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 使用料の計算単位を1日で定めたもので使用期間が1日に満たないものは、1日として計算する。
2. 1トンに満たないものは、1トンとする。
3. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
4. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
5. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
6. 1件の料金の合計が100円未満の場合はこれを100円として徴収する。

(別表2)		観音寺市		
1 土砂採取料				
種別	区分	単位	金額	備考
土砂採取料	土 砂	1立方メートルにつき	75円	
	砂 利	1立方メートルにつき	100円	
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
架空管	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 採取料の数量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1立方メートルとして計算する。
2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
3. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
4. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
5. 1件の料金の合計が100円未満の場合は、これを100円として徴収する。

報告第 5 4 号

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
市町単独事業	四国労働金庫貸付事業 勤労者の生活資金等の原資を四国労働金庫に貸し付けることによって、勤労者福祉の増進の基金として積極的に活用し、勤労者の生活資金等の円滑な供給を図り、勤労者の福祉の充実に努める。 預託期間 1カ年 預託利率 0.02%	該当なし	該当なし	四国労働金庫貸付事業 預託期間 1カ年 預託利率 0.02%			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
市町単独事業	<p>小売商業近代化資金融資預託事業</p> <p>香川県信用保証協会へ融資原資を預託し、地元小売業者が店舗の新築・改築等を行う場合に融資を行い、近代的な店舗づくりを推進する。</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0%</p> <p>市内で1年以上居住し、次の全ての要件を備える者で店舗新築、増改築を行うこと。</p> <p>(1)市内に店舗を有し小売業を1年以上引き続き営んでおり店舗の新築、増改築を行うこと。 (2)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (3)市税を完納していること。 (4)市の中小企業融資制度を現に受けていないこと。</p> <p>資金用途 設備資金とし、店舗の新築又は増改築</p> <p>融資限度額 市民税が所得割の場合 800万円以内 市民税が均等割額のみの場合 500万円以内 但し、必要経費の5分の4以内を限度とする。融資1法人又は1世帯につき1口1回とする。</p> <p>期間及び返済方法 7年以内(据置6か月以内を含む)の元金均等分割払い 利率 年利1.8%</p> <p>保証料 香川県信用保証協会の保証が必要です。 (保証料 年利 1.08%)</p> <p>保証人 (1)県内に1年以上居住し、市税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上 (法人の場合1名は法人の代表者であること) (3)法人の代表者にあつては県内に1年以上居住している者。 (4)保証人は2口を超えて本制度の保証人になることはできない。</p> <p>担保 原則として無担保</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・四国銀行の市内各支店</p>	該当なし	該当なし	<p>小売商業近代化資金融資預託事業</p> <p>預託期間 1カ年 預託利率 0%</p> <p>市内で1年以上居住し、次の全ての要件を備える者で店舗新築、増改築を行うこと。</p> <p>(1)市内に店舗を有し小売業を1年以上引き続き営んでおり店舗の新築、増改築を行うこと。 (2)従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 (3)市税を完納していること。 (4)市の中小企業融資制度を現に受けていないこと。</p> <p>資金用途 設備資金とし、店舗の新築又は増改築</p> <p>融資限度額 市民税が所得割の場合 800万円以内 市民税が均等割額のみの場合 500万円以内 但し、必要経費の5分の4以内を限度とする。融資1法人又は1世帯につき1口1回とする。</p> <p>期間及び返済方法 7年以内(据置6か月以内を含む)の元金均等分割払い 利率 年利1.8%</p> <p>保証料 香川県信用保証協会の保証が必要です。 (保証料 年利 1.08%)</p> <p>保証人 (1)県内に1年以上居住し、市税を完納している者。 (2)返済能力のある者2名以上 (法人の場合1名は法人の代表者であること) (3)法人の代表者にあつては県内に1年以上居住している者。 (4)保証人は2口を超えて本制度の保証人になることはできない。</p> <p>担保 原則として無担保</p> <p>取扱金融機関 百十四銀行・観音寺信用金庫・四国銀行の市内各支店</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
市町単独事業	中小企業融資保証料助成事業 中小企業融資完済者、同和対策小規模事業融資完済者 に対し保証料を助成する。 保証料助成金 中小企業融資 年利0.93%以内 同和対策小規模事業融資 年利0.83%以内			中小企業融資保証料助成事業 保証料助成金 中小企業融資 年利0.93%以内 同和対策小規模事業融資 年利0.83%以内			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
中小企業融資審査委員会	<p>観音寺市中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 10名 (市議4、金融5、商工団体1)</p> <p>委員の任期 2年(再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>大野原町中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 7名 (商・工業代表者各1、町議4、金融1)</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>豊浜町中小企業融資審査委員会</p> <p>融資申込者と保証人に融資上必要な事項を調査し、可否を決する。</p> <p>委員 10名 (商・工業6、町議2、農業1、漁業1)</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年 (町長が選任、再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>	<p>観音寺市中小企業融資審査委員会</p> <p>委員 13名 市議 4名 金融機関 6名 商工団体 3名</p> <p>委員長 1名 副委員長 1名 (委員から互選)</p> <p>委員の任期 2年(市長が委嘱・再選妨げない)</p> <p>委員会の議決 半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意が必要。可否同数の場合は委員長が決める。</p>			

協定項目番号	23 - 18	合併協定項目	各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	商工観光分科会
調整方針	商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
商店街等活性化促進事業	<p>商店街等活性化促進事業(商店街団体が商店街等の活性化を図る為に実施する事業)を行おうとする商店街団体に対して補助を行う場合に、市がその経費の一部を負担し、もって市内商店街の活性化を図り地域小売商業の振興に寄与する。</p> <p>交付の対象 集客資源活用型事業 街並整備事業 街路灯 共同広告塔・案内板 個別店舗の統一看板やテント</p> <p>販わい力向上事業 販売促進事業(朝市・サービスデー等) 消費者と密着した催し物 共同宣伝事業</p> <p>情報対応型事業 商店街ファックスシステム整備の為に 機器・設備 商店街電子通信システム(コンピュータ)</p> <p>空き店舗活用型事業 商店街団体自らが実施 継続的に空き店舗を利用して、コミュニティ施設やイベント等の実施に伴う事業</p> <p>商店街団体が助成 空き店舗を借りる中小企業を誘致するため、中小企業の入店に際し、借料を補助する。</p> <p>補助限度額 事業費100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内</p>	該当なし	該当なし	<p>交付の対象 集客資源活用型事業 街並整備事業 街路灯 共同広告塔・案内板 個別店舗の統一看板やテント</p> <p>販わい力向上事業 販売促進事業(朝市・サービスデー等) 消費者と密着した催し物 共同宣伝事業</p> <p>情報対応型事業 商店街ファックスシステム整備の為に 機器・設備 商店街電子通信システム(コンピュータ)</p> <p>空き店舗活用型事業 商店街団体自らが実施 継続的に空き店舗を利用して、コミュニティ施設やイベント等の実施に伴う事業</p> <p>商店街団体が助成 空き店舗を借りる中小企業を誘致するため、中小企業の入店に際し、借料を補助する。</p> <p>補助限度額 事業費100万円以内とし、市の補助は最高50万円以内</p> <p>現在の実施団体 柳町商店街振興組合 上市商店街振興組合 駅通り商店街振興組合 中洲本町通り商店街振興組合 観音寺商店街連合会</p>			

報告第 5 5 号

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 19 合併協定項目 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて		担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針	道路認定については、合併時に再編統一する。					
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果		
市道・町道の状況	路線数 991 路線 実延長 358.821 km 自転車歩行者道 15.284 km 橋梁 223 橋 踏切 16 箇所	路線数 170 路線 実延長 122.22 km 自転車歩行者道 10.102 km 橋梁 70 橋 踏切 3 箇所	路線数 168 路線 実延長 72.813 km 自転車歩行者道 4.414 km 橋梁 67 橋 踏切 10 箇所			
認定時期	年1回(3月議会)	随時	随時	随時		
認定基準	通常分 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準	通常分 基本的な条件 ・起点及び終点が国道、県道、又は町道と連絡、接続する道路 ・公園、学校、その他主要公共施設等に連絡する道路 ・現況幅員がおおむね4m以上 ・路面、路肩、その他道路施設が良好で最低5ヶ年は維持、補修工事が必要としないこと ・道路敷の所有権を速やかに町に寄付でき、他の権利の設定 や係争のないもの 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準	通常分 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準	別紙のとおり		
添付書類	都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準	都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。 _____	都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準			
	位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類	位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類	位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類	位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類		

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針	急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
急傾斜地崩壊防止対策事業	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。			
区域数	5地域	5地域	2地域				
箇所数	8箇所	10箇所	2箇所				
補助率	香川県 2/3	香川県 2/3	香川県 2/3	香川県 2/3			
上乗せ補助	観音寺市 1/3	大野原町 1/6	豊浜町 補助残額の6	観音寺市 2/9			
地元負担	地元負担 0	地元負担 1/6	地元負担 補助残額の4	地元負担 1/9			

協定項目番号	23 - 19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針	道路占用料については、合併時に再編統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
占用許可手続き	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検</p> <p>申請内容を審査し許可、不許可の決裁</p> <p>警察署長及び三豊広域消防長の意見聴取</p> <p>許可書の交付</p> <p>道路通行の制限・禁止の申請</p> <p>道路通行の制限・禁止の通知書</p> <p>着手届の受理</p> <p>占用料の徴収(市条例に規定する額 別表)</p> <p>路面復旧費(市要綱に規定する額 別表)</p> <p>完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p>	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検</p> <p>申請内容を審査し許可、不許可の決裁</p> <p>警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収</p> <p>許可書の交付</p> <p>道路通行の制限・禁止の申請</p> <p>道路通行の制限・禁止の通知書</p> <p>着手届の受理</p> <p>占用料の徴収(町条例に規定する額 別表)</p> <p>路面復旧費(県に準ずる)</p> <p>完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p>	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検</p> <p>申請内容を審査し許可、不許可の決裁</p> <p>警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収(必要であれば)</p> <p>許可書の交付</p> <p>道路通行の制限・禁止の申請</p> <p>道路通行の制限・禁止の通知書</p> <p>着手届の受理</p> <p>占用料の徴収(町条例に規定する額 別表)</p> <p>完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p>	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検</p> <p>申請内容を審査し許可、不許可の決裁</p> <p>警察署長及び三豊広域消防長の意見聴取</p> <p>許可書の交付</p> <p>道路通行の制限・禁止の申請</p> <p>道路通行の制限・禁止の通知書</p> <p>着手届の受理</p> <p>占用料の徴収(市条例に規定する額 別表)</p> <p>路面復旧費(市要綱に規定する額 別表)</p> <p>完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p> <p>道路占用料金</p> <p>別紙のとおり</p>			

別表

占用物件		占用料 単位	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果	
			金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	770	770	1,000	
	第2種電柱		1,600	1,200	1,200	1,600	
	第3種電柱		2,200	1,600	1,600	2,200	
	第1種電話柱		930	690	690	930	
	第2種電話柱		1,500	1,100	1,100	1,500	
	第3種電話柱		2,100	1,500	1,500	2,100	
	その他の柱類		72	53	53	72	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	7	7	10	
	地下電線その他地下に設ける線類		5	4	4	5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	—	—	700	
	地下に設ける変圧器	面積1平方メートルにつき1年	480	—	—	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	—	—	1,400	
	郵便差出箱		600	—	—	600	
	広告塔	面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	1,100	4,400	
	その他のもの	面積1平方メートルにつき1年	1,400	—	—	1,400	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.1メートル未満	長さ1メートルにつき1年	48	36	36	48
外径0.1メートル以上			72	53	53	72	
0.15メートル未満							
外径0.15メートル以上			95	71	71	95	
0.2メートル未満							
外径0.2メートル以上			190	140	140	190	
0.4メートル未満							
外径0.4メートル以上		480	360	360	480		
1.0メートル未満							
外径1.0メートル以上		950	710	—	950		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		面積1平方メートルにつき1年	1,400	—	—	1,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	44	11	11	44	
	その他のもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110	440	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110	440
		その他のもの	面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	1,100	4,400
	標識		1本につき1年	1,100	850	850	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	—	—	44
		その他のもの	1本につき1月	440	—	—	440
	幕(道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	44	11	11	44
		その他のもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	1,100	1,100	4,400
		その他のもの		2,200	540	540	2,200
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料		面積1平方メートルにつき1月	440	110	110	440
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140	—	—	140	
その他上記に定めるもの以外のもの			上記に準じてその都度市長が定める額	上記に準じてその都度町長が定める額	上記に準じてその都度町長が定める額	上記に準じてその都度市長が定める額	

観音寺市市道認定基準

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として認定するために必要な基準を定めることを目的とする。

第2条 市道認定対象道路は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、都市開発法（昭和44年法律第38号）その他の法令により築造された道路で、道路管理者と認定に関し協議済のもの
- (2) その他一般交通の用に供されている道路

第3条 市道に認定する道路は、法令その他特別の定めがあるものを除き、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 路線が系統的で、起終点がそれぞれ国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの
- (2) 公共施設又は公益施設に通じる道路で、国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの
- (3) 起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路、若しくは他の道路に連絡している道路
- (4) 起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続し他端部に自動車の回転可能な場所が設けられている袋路状道路

第4条 市道に認定する道路の規格、構造の要件及び敷地については、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 道路幅員が4メートル以上あるもの
- (2) 道路の交差箇所は、車両の通行に支障がないよう道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの
- (3) 路面及び構造物が良好で、道路と隣接地との境界が明確であり、維持管理に支障を生じるおそれがないもの
- (4) 道路敷の所有権及び構造物を速やかに市に寄付でき、他の権利の設定や係争のないもの
- (5) 道路の占用物件の配置箇所が法令等に適合しているもの

第5条 前3条の規定にかかわらず交通事情及び公益的見地から特に市長が必要と認める道路については、認定することができる。

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年10月11日から施行する。

報告第56号

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会
調整方針	収納管理については、合併時に再編統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
家賃の納付方法	<p>指定金融機関(百十四銀行)の窓口へ納付書を持参し払い込んでもらっている。(口座振替は実施していない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関及び収納代理金融機関で口座振替納付。引落不納の場合は、納付書により出納室で納付。 ・振替手数料1件10円(消費税別途) ・毎月、振替明細を金融機関に送付。 ・振替日 毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日) ・住宅の使用期間(入・退去時)が15日を超えない時は、半月分とする。 	<p>指定金融機関へ納付書を持参し、口座振替により納入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めに金融機関へ振替明細書及び納付書を送付。 ・振替日 毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日) 	<p>公営住宅電算システムにより統一</p> <p>磁気媒体を使用する口座振替方式</p> <p>振替日 毎月末(金融機関休業日の場合は、翌営業日)</p> <p>口座振替済通知 翌年の4月末一括送付</p>			

報告第 5 7 号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名		教育部会		分科会名		教育分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。 ・ 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。 ・ 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。 										
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果							
幼稚園保育料	<p>1. 設定 観音寺市立幼稚園保育料徴収条例 月額 6,000円 H9.4.1</p> <p>2. 通知 ・ 3月末に保育料納入通知書兼領収書 保育料収入伝票入力票、収入報告書 を各園に送付</p> <p>3. 納入方法 ・ 毎月指定日に保護者の口座より親口 座に振り込まれた保育料を園長が引 き落とし、指定金融機関に納入 ・ 納入後保育料収入伝票入力票と収納 報告書を市教委に報告 ・ 9月より毎月15日金融機関振り替え 4月は20日、3月は10日</p> <p>4. 滞納処理 ・ 各園長が現金収納</p>	<p>1. 設定 大野原町立幼稚園保育料徴収条例 月額 5,900円 H14.4.1</p> <p>2. 通知 毎月納付書により父兄に通知 前月分の領収書も送付</p> <p>3. 納入方法 口座振替 毎月26日引落</p> <p>4. 滞納処理 各金融機関からの連絡により 幼稚園から保護者に連絡</p>	<p>1. 設定 豊浜町立幼稚園保育料条例 月額 5,900円 H14.4.1</p> <p>2. 通知 入園前説明会にて保護者に周知</p> <p>3. 納入方法 金融機関から毎月25日引落し 年度末に保護者に納入通知書を渡す</p> <p>4. 滞納処理 引落しができなかった場合は、窓口払いとし その都度納付書を発行 経済的理由により支払いが困難な者は保育料 の減免措置伺い教育長に速やかに提出 減免措置をする。</p>	<p>1. 設定 観音寺市立幼稚園保育料徴収条例 平成17年度より月額6,100円に統一</p> <p>2. 通知 ・ 年度当初に保育料納入通知書により 保護者に通知 ・ 年度末に保育料口座振替済通知書により 保護者に通知</p> <p>3. 納入方法 ・ 口座振替 ・ 毎月15日金融機関振替 4月は20日、3月は5日</p> <p>4. 滞納処理 各園長が保護者に連絡し現金収納</p>							
就学援助費	<p>1 要綱の状況 観音寺市就学援助費支給事務処理要領</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への通知（1～2月） 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 民生委員会で意見書提出依頼 3月定例委員会で認定 結果を学校長に通知</p> <p>3 途中認定の手順（10月認定） 保護者から学校へ書類提出（9月中） 学校から教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に 事務処理要領に基づき決定</p>	<p>1 要綱の状況 制定していないが、就学援助事務処理要綱による。</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への周知（2月） 保護者から民生委員を経由して 学校への書類提出 ・ 申請書 民生委員申請書 ・ 所得証明（発行手数料免除） 学校から教育委員会へ書類提出 （3月初旬） 3月定例委員会で審査 審査結果を学校長へ通知</p> <p>3. 途中認定の手順 学校若しくは事務局から書類の 手渡し 保護者から民生委員を経由して学校へ 書類提出 ・ 申請書 民生委員覚書 ・ 所得証明（発行手数料免除） 学校から教育委員会への書類提出 次期教育委員会で審査 審査結果を学校長に通知</p> <p>4. 審査時の世帯状況調査の程度 母子家庭については、児童扶養手当の 支給状況 学校が聞き取り調査</p>	<p>1. 要綱の状況 準要保護児童生徒の認定について</p> <p>2. 当初認定の手順 継続保護者への通知（1月下旬） 保護者から民生委員を経由して 教育委員会へ書類提出（2月中旬） 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定 結果を学校長に通知</p> <p>3. 途中認定の手順 学校若しくは事務局から書類の 手渡し 保護者から民生委員を経由して 教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4. 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定</p>	<p>1. 要綱の状況 観音寺市就学援助費支給要綱</p> <p>2. 当初認定の手順 継続保護者への通知（1～2月） 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 民生委員会で意見書提出依頼 継続児童生徒については 3月定例委員会で認定 新小年生については 4月定例委員会で認定 結果を学校長に通知</p> <p>3. 途中認定の手順 毎月認定 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4. 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に 支給要綱に基づき決定</p>							

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。 						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
就学援助費	<p>5現在の認定人数 準要 小学校161名（児童総数の6.2%） 中学校 93名（生徒総数の8.3%） 要 小学校 4名（児童総数の0.5%） 中学校 6名（生徒総数の0.5%）</p> <p>6不認定の有無 市教委より学校長に通知 学校長より保護者・民生委員へ連絡</p> <p>7その他特別の理由の適応状況 事務処理要領に基づくが学校長及び 民生委員</p> <p>8支給額の算定方法 認定月から支給 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 7学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2 4新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2 9校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2 1校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2 11修学旅行費 実費支給 実費支給 左の1/2 12学校給食費 なし 実費支給 左の1/2 13医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9支給方法 学校長 保護者口座 給食費は給食センター払い</p> <p>10認定の廃止及び精算 給食費は日割支給 学用品費等は月割支給</p>	<p>5.現在の認定人数 小学校 児童数 33名 中学校 生徒数 11名</p> <p>6.不認定の有無 有</p> <p>7.その他特別の理由の適用状況 離別、死別、による母子家庭等</p> <p>8.支給額の算定方法 基本的に認定月からの月別支給 新入学用品は途中認定者には支給しない。 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 7学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2 ・中2～3 なし 21,700円/年 左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2 4新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2 9校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2 1校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2 11修学旅行費 実費支給 実費支給 左の1/2 12学校給食費 なし 実費支給 左の1/2 13医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9.支給方法 各学校長 保護者</p> <p>10.認定の廃止及び精算 月割に支給</p>	<p>5.現在の認定人数 準要 小学校11名 （児童総数557人1.97%） 中学校12名 （児童総数249人4.82%） 要 なし</p> <p>6.不認定の有無 有</p> <p>7.その他特別の理由の適用状況 離別・死別・による母子家庭等</p> <p>8.支給額 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 7学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2 4新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2 9校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2 1校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2 11修学旅行費 実費支給 実費支給 左の1/2 12学校給食費 なし 実費支給 左の1/2 13医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9.支給方法 学校長 保護者口座</p> <p>10.給食費は日割支給 学用品費等は月割支給</p>	<p>6.不認定の有無...有 市教委より学校長に通知 学校長より保護者・民生委員へ連絡</p> <p>7.その他特別の理由の適用状況 支給要綱に基づくが学校長及び 民生委員の意見を重視</p> <p>8.支給額の算定方法 認定月から支給 支給額 （要保護）（準要保護）（特殊） 学用品費,通学用品費 ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2 ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2 ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2 ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2 4新入学児童生徒学用品費 ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2 ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2 9校外活動費（宿泊を伴わないもの） ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2 ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2 1校外活動費（宿泊を伴うもの） ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2 ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2 11修学旅行費 実費支給 実費支給 小学校 10,300円 12学校給食費 なし 実費支給 中学校 27,950円 13医療費 実費支給 実費支給 左の1/2 14医療費 実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9.支給方法 学校長 保護者口座 教育委員会 保護者講座 給食費は学校給食会 医療費は医療機関</p> <p>10.認定の廃止及び精算 給食費は日割支給 学用品費等は月割支給</p>			

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。 ・ 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。 ・ 中学校新生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。 						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
ヘルメット購入補助	<p>中学校新生ヘルメット購入補助</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 要保護・準要保護生徒 購入金額 2/3 一般生徒 購入金額 1/2</p> <p>3 対象者 新入自転車通学生徒全員の内希望者</p>	<p>中学校のヘルメット購入助成金</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 一人当たり 1,000円</p> <p>3 対象者 新中1年生(自転車通学者)</p>	<p>新中学1年生通学用ヘルメット助成</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 購入金額 1/2助成 (総務課より助成)</p> <p>3 対象者 新入自転車通学生徒全員</p>	<p>中学校新生ヘルメット購入補助</p> <p>1 助成についての考え方 自転車利用生徒の安全確保を目的とする</p> <p>2 助成金額 要保護・準要保護生徒 購入金額 2/3 一般生徒 購入金額 1/2</p> <p>3 対象者 新中1年生のうち希望者</p>			

(2) その他

(1) 第 1 6 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成 1 7 年 7 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

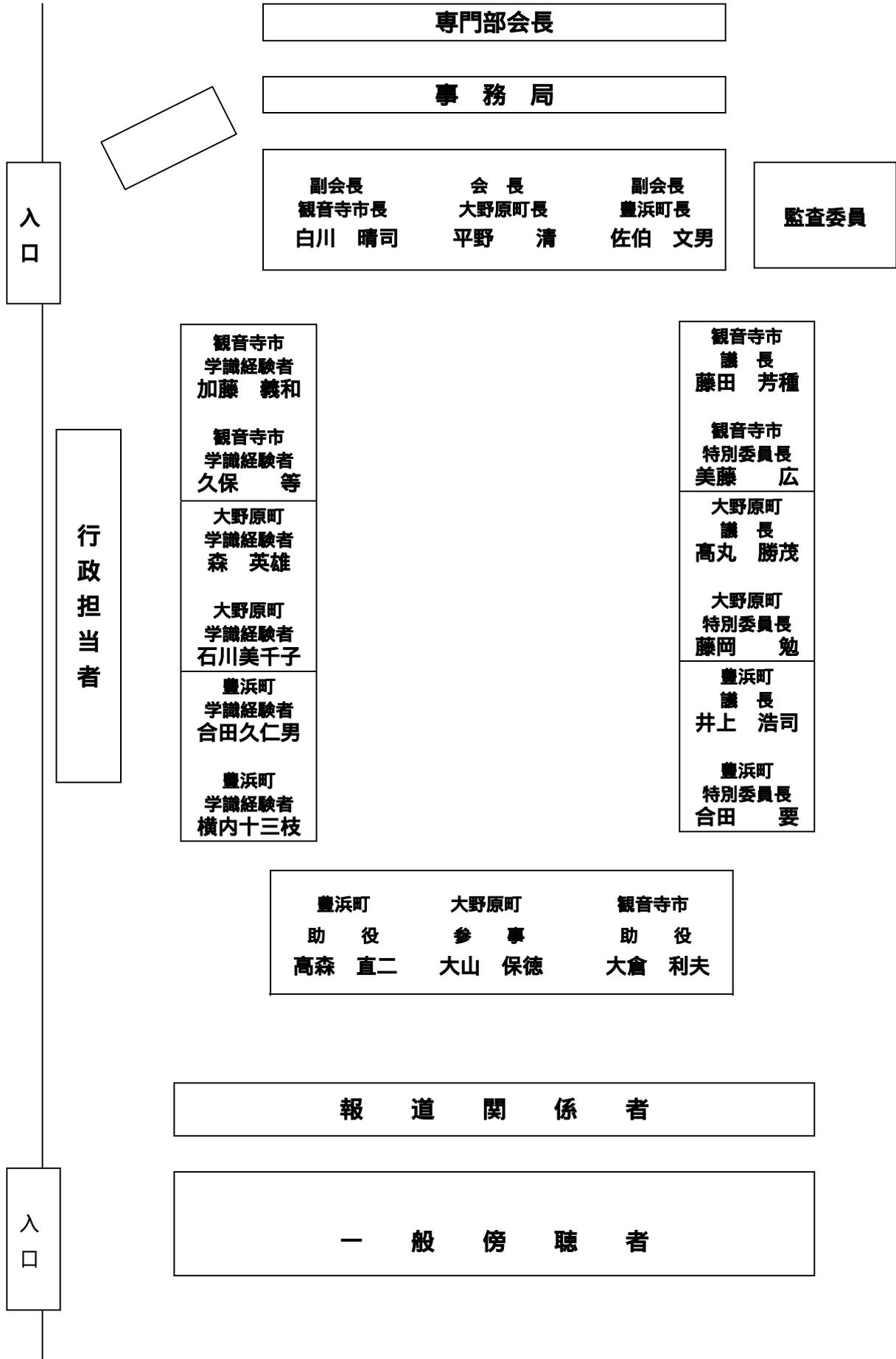
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	高丸 勝茂	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第15回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



豊浜町 助 役 高森 直二	大野原町 参 事 大山 保徳	観音寺市 助 役 大倉 利夫
---------------------	----------------------	----------------------

報 道 関 係 者

一 般 傍 聴 者